

宿泊(蓼科)案内

【正科生：2024年7月5日(金)～2024年7月7日(日)】

スクーリング等の受講や諸学事への出席時に、宿泊手配を希望される方は下記の要領で株式会社JTB 京都中央支店へ直接お申し込み下さい。

1-1 宿泊について (募集型企画旅行契約で承ります)

＜ご旅行代金・ホテルのご案内＞

蓼科パークホテル 住所：〒391-0394 長野県茅野市北山5 5 2 2 電話：0266-67-2600

●宿泊設定日：2024年7月5日(金)・7月6日(土) の宿泊

●旅行代金：大人お一人様1泊あたり

7/5(金)	23,500円
7/6(土)	25,500円 (休前日代金となります)

※1泊2食付・サービス料・税金込みの、お一人様あたりの宿泊代金です。

【食事条件：朝食・夕食はホテルにて。】

※連泊される場合は2泊分の旅行代金が必要です。

※お部屋の種類は和室(1名1室利用バス、トイレ付)・洋室(ツインルーム1名1室利用/バス、トイレ付)がございますが事前のリクエストはお受けできません。予めご了承願います。

●茅野駅 ⇄ 康耀堂美術館、康耀堂美術館 ⇄ 蓼科パークホテル 各自にて移動

※尚、ともに蓼科パークホテルの送迎バスサービス(無料)がございます。

※弊社は宿泊のみの手配となり、送迎バスについてはホテルの手配となります。

(旅行契約には含まれません)

※出発時間は講義に合わせておりますので指定することはできません。当日ホテルより案内させていただきます。また、交通事情により多少前後する事もあります。

1. 先着順に受付致します。締切は、6/5(水)となります。

2. 欠食の設定はございません。ご返金はございませんので、あらかじめご確認の上お申込みください。

3. ご旅行代に含まれるもの

蓼科パークホテルの宿泊代、宿泊日の夕食、宿泊日翌日朝食、及びサービス料、消費税、入湯税等諸税。

【朝食2回 夕食2回】

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

4. 個人勘定およびそれに伴うサービス料と消費税は、各自ご清算願います。

5. 添乗員の同行はありません。旅行サービスの提供を受けるために必要な書類等をお渡ししますので手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

6. 最少催行人員：1名

1-2 申込・変更・取消方法

申込書に必要事項を記入の上、右記申込サイトにてお申し込み下さい。先着順に申込みを受付けます。

(なお、受付は6/5(水)で締切りますのでお早めにお申し込み下さい。
電話での申込みは受付いたしません)



- ◆申込受付後、ご宿泊日の1ヶ月前より確認書をお送りいたします。ホテル名などの予約内容の確認および代金支払方法はその確認書にてご案内いたします。
 - ◆変更・取消に関しての連絡は、お申込サイトでの操作または、下記連絡先までご連絡ください。
 - ◆変更・取消に関しての連絡を、当社の営業時間外にいただいた場合は翌日の受付日とさせていただきます。取消料が発生する場合がございますのでご注意ください。
5. 取消の連絡がないまま宿泊をされなかった場合でも、無連絡不参加として宿泊代金全額をお支払いいただきます。予めご了承ください。

1-3 取消料(宿泊の取扱い)

契約解除の日		取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1)6日目にあたる日以前の解除	無料
	2)5日目にあたる日以降の解除(3~5を除く)	旅行代金の10%
	3)前日の解除	旅行代金の40%
	4)当日の解除(5を除く)	旅行代金の50%
	5)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行申込を解除したものとします。

※取消料は、宿泊日ごとに申し受けます。

1-4 旅行企画・実施 / お問い合わせ・お申込先

【旅行企画・実施】

【申込み・問合せ】

株式会社 J T B 京都中央支店
観光庁長官登録旅行業 第64号
(一社)日本旅行業協会正会員
〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入ル
童侍者町167 AYA 四条烏丸ビル2階

株式会社 J T B 京都中央支店

営業2課 京都芸術大学宿泊デスク
〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入ル
童侍者町167 AYA 四条烏丸ビル2階
TEL: 075-284-0174

メールアドレス: kua@jtb.com

ホームページ: <https://branch.jtbbwt.com/j6741-0>

営業時間: 月曜日～金曜日
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)
9:30～17:30

担当者: 速水 滋規

総合旅行業務取扱管理者: 小路 隆司



ボンド保証会員



※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。

1-5 ご旅行条件（要約）

お申込の際は、必ず旅行条件書（全文）をお受け取り頂き、事前に内容をご確認の上お申し込み下さい。

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB京都中央支店（京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入ル童侍者町167／観光庁長官登録旅行業第64号／以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、旅行条件は、下記による他、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

●旅行のお申込みおよび契約成立の時期

(1) 所定の申込書に必要事項を記入し、申込金を添えてお申し込み下さい。

旅行契約は当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到着した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でのお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到着した時に成立いたします。

(3) お申込金(おひとり) 旅行代金全額

●ご旅行代金に含まれるもの

宿泊代金(1泊2食付、1名1室利用、税金、サービス料込み)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカードの会員(以下「会員」という)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点異なります。

(1) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到着したときに成立するものとします。また、申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。

(2) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、①当社及び当社と連携する企業のサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円 ・入院見舞金：2～20万円 ・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(ただし、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。)

●国内旅行保険の加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込みの販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社又は弊社にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年4月30日を基準としております。又、旅行代金は2024年4月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。